

# 第 26 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 錄

開 催 年 月 日		令 和 7 年 7 月 25 日				
開 催 場 所		行 田 市 產 業 文 化 會 館 2 A ・ 2 B 會 議 室				
開 議 時 刻		9 時 00 分				
閉 議 時 刻		9 時 31 分				
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 狀 況	議席番号	氏 名	摘 要	議席番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	9	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席
	2	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	10	関 口 浩 幸	出 ○ 席 欠 席
	3	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席	11	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席
	4	赤 羽 修 一	出 ○ 席 欠 席	12	田 口 隆 一	出 ○ 席 欠 席
	5	高 澤 克 芳	出 席 欠 ○ 席	13	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席
	6	川 島 悅 男	出 ○ 席 欠 席			
	7	太 田 實	出 ○ 席 欠 席			
	8	間 々 田 英 治	出 ○ 席 欠 席			

農地 利用最 適化推 進委員 出席狀 況	地区 番号	氏 名	摘 要	地区 番号	氏 名	摘 要	
	①	長 谷 川 浩	出 ○ 席 欠 席	⑪	中 村 彰 男	出 ○ 席 欠 席	
	②	西 村 浩 一	出 ○ 席 欠 席	⑫	堀 口 晴 義	出 ○ 席 欠 席	
	③	石 島 稔	出 ○ 席 欠 席	⑬	秋 山 玉 江	出 ○ 席 欠 席	
	④	浜 山 陽 子	出 ○ 席 欠 席	⑭	宇 田 川 はる 江	出 席 欠 ○ 席	
	⑤	森 田 一 男	出 ○ 席 欠 席	⑮	江 川 直 一	出 ○ 席 欠 席	
	⑥	小 林 勝	出 ○ 席 欠 席	⑯	寺 田 正 彦	出 ○ 席 欠 席	
	⑦	江 袋 年 史	出 ○ 席 欠 席	⑰	島 寄 典 緒	出 ○ 席 欠 席	
	⑧	新 藤 雄 作	出 ○ 席 欠 席	⑱	荻 原 增 夫	出 ○ 席 欠 席	
	⑨	長 島 孝	出 ○ 席 欠 席	⑲	諸 貫 達 也	出 ○ 席 欠 席	
	⑩	高 沢 宗 春	出 席 欠 ○ 席	⑳	木 村 民 夫	出 ○ 席 欠 席	
關係者				書 記	局 長	小 林 誠	
					主 査	赤 城 太 郎	
					主 事	高 澤 茉 鈴	

1 開会	事務局長	開会宣言（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 (会長が議長となり、以後の議事を進行)
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、川島委員、太田委員両名にお願いいたします。
5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て	主事	それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題とい たします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをご覧ください。議案第1号は、1件となっております。 進行番号1番、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、行田〇〇〇〇息子である〇〇〇〇さんが所有する 若小玉字中村〇〇〇〇外〇筆、地目：田及び畑、合計1, 211m <sup>2</sup> について、自家消費のため、使用貸借に による権利設定を行おうとするものでございます。 2年前に〇〇〇〇さんのお父様が亡くなられた際に、すべての農地を息子である〇〇〇〇さんが相続され ましたが、今回使用貸借を設定する農地については、母である〇〇〇〇さんと次男の方が自家消費のために 営農しているとのことであり、要件も問題ないものと考えます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。若小玉中央自治会館周辺に位置する若小玉地内 の集落に位置する農地でございます。 以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調 査しましたところ、許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願ひいた します。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手 を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。

『議案第2号』 農地法第3条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て	議長	<p>次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます</p>
	主事	<p>議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。議案第2号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1番、小針〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、深谷市榛沢〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小針字西行〇〇〇〇番、地目：田、800m<sup>2</sup>、外〇筆、計2, 719m<sup>2</sup>について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>次に、進行番号2番、加須市串作〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、茨城県牛久市ひたちの東4丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する下須戸字中沼〇〇〇〇番、地目：田、2, 381m<sup>2</sup>について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。市営あずま住宅の北に位置する下須戸地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号3番、群馬県館林市野辺町〇〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんが、天満〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する斎条字新田〇〇〇〇番、地目：田、210m<sup>2</sup>、外〇筆、合計1, 778m<sup>2</sup>について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。荒木取水ポンプ場の西に位置する斎条地内の集落に位置する農地でございます。</p> <p>以上、議案第2号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
	議長	<p>事務局から議案第2号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>

『議案第3号』 農地法第5条の規定による許可の取消申請について	議長 主査	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可の取消申請について」を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。
		議案第3号「農地法第5条の規定による許可書の取消願について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをご覧ください。議案第3号は、1件となっております。
		進行番号1番、下忍〇〇〇〇番　〇〇〇〇さんが、下忍〇〇〇〇番　被相続人〇〇〇〇、相続人〇〇〇〇さんが所有する下忍字京田〇〇〇〇番、地目：畑、465m <sup>2</sup> について、結婚にあたり分家住宅を新築するため、平成元年2月27日付、指令行農第5-354号において、許可を受けておりましたが、親族が亡くなり、実家で両親と同居することとなったため、新築計画が白紙となりました。
		許可を受けた後、畑のまま営農してきましたが、この度、〇〇〇〇番の土地の一部を住宅用地として売却する計画となつたため、許可の取消を行おうとするものです。
	議長	以上、議案第3号について、事務局で取消申し出書類を精査すると共に、現地を確認しましたところ、いずれも妥当なものと思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。
	議長	(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。
『議案第4号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について	主査	次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」を議題といたします。
		この議案には、委員自ら関係する案件が含まれております。
	主査	農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限が適用されますので、中村推進委員には一時退席をお願いします。
		(中村推進委員　退席) 事務局より説明をいたさせます。
		議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをご覧ください。議案第4号は、6件となっております。

	主査	<p>進行番号1番、北本市宮内2丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、祖父である埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する埼玉字天神原〇〇〇〇、地目：畠、479m<sup>2</sup>、外〇筆、合計494m<sup>2</sup>について、使用貸借により住宅1棟、117.93m<sup>2</sup>の建築及び、道路後退用地とするための敷地にしたいとして、申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は現在、北本市の借家で家族とともに暮らしておりますが、将来を見据え、独立した住居を構えたいと両親に相談したところ、祖父から当該地を使用することについて、快諾されたため、申請に至つたものでございます。</p> <p>申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田市野にあります正覚寺の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号2番、若小玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇号 〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する白川戸字柳坪〇〇〇〇、地目：畠、333m<sup>2</sup>について、売買により住宅1棟、116.87m<sup>2</sup>の建築をするための敷地にしたいとして、申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家において夫婦で暮らしておりますが、将来を見据え、独立した住居を構えたいとして土地を探したところ、妻の実家に近い本申請地について、承諾を得られたため、申請に至つたものでございます。</p> <p>申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。125号行田バイパスと酒巻導水路にかかる新谷郷橋から北東に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号3番、本庄市本庄〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんが、城西三丁目〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する大字持田字比丘尼町〇〇〇〇、地目：田、950m<sup>2</sup>、外〇筆、計1,450m<sup>2</sup>について、売買により分譲住宅4棟、241.78m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして、申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は、本庄市に本社を置き、埼玉県北部を中心に住宅建築業を行っている会社で、新たな事業用地を探していたところ、管理に困っていた土地所有者から承諾が得られたため、申請にいたつたものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。行田市消防署西分署の東隣に位置する持田地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号4番、児玉郡上里町大字金久保〇〇〇〇番 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんが、</p>
--	----	--

	主査	<p>鴻巣市筑波1丁目〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字北通〇〇〇〇番、地目：田、750m<sup>2</sup>について、隣接する宅地370, 17m<sup>2</sup>を含めて売買により、分譲住宅3棟、171.82m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして、申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は、上里町に本社をおき、埼玉県北部から群馬県にかけて住宅建築を行っている会社で、新たな事業用地を探していたところ、宅地化が進んでいる当該申請地において土地所有者から承諾が得られたため、申請に至つたものでございます。申請地は集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。朝日バス前谷泉小学校入口停留所から北東に位置する前谷地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号5番、大阪市中央区道修町一丁目〇〇〇〇番 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字境松通〇〇〇〇番、地目：畑、489m<sup>2</sup> 外〇筆、計979m<sup>2</sup>について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計148枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が8万4,498kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。鴻巣市との市境にある片原集会所から北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号6番、大阪市中央区道修町一丁目〇〇〇〇番 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番、地目：畑、932m<sup>2</sup>について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計151枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万4,977kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>
--	----	---

『報告事項』	主査	<p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。鴻巣市との市境にある片原集会所から北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わりますが、去る7月22日、現地調査をしていただいておりますので、間々田委員にご報告をお願いいたします。</p>
	間々田委員	<p>去る6月20日、私と川島委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第4号についての説明及び間々田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第4号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>退席した委員の入室を認めます。</p> <p>中村推進委員に申し上げます。</p> <p>「議案第4号」は、原案のとおり承認されました。</p>
	主事	<p>次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページ上段をご覧ください。</p> <p>(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、転用目的は、駐車場、専用住宅、土地分譲でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、同じページ下段をご覧ください。</p> <p>(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、14件の届出があり、中間管理事業等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知</p>

		するものでございます。 合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願ひいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。 ありがとうございました。
6 その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・最適化研修会について</li><li>・農地パトロールについて</li><li>・農業者年金研修会について</li></ul> 以上をもちまして、第26回農業委員会を終了いたします。
7 閉会		本日は、ありがとうございました。 (9:31)

と  
そ  
認  
の  
め  
他  
た  
特  
事  
に  
項  
重  
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員